

函館市空家等対策協議会委員公募実施要領

1 目的

函館市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）において、市民の意見を市政に反映させるため、委嘱する委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

公募する委員は、1人とする。

3 委員の任期

委嘱日から2年

4 応募条件

市内に居住する満年齢18歳以上（令和6年4月1日時点）の者で空家等対策に関し、関心のある者であって、平日の日中に開催する会議に出席できる者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本協議会に委員を推薦する団体（団体一覧別添）に所属する者。ただし、複数の団体により組織される団体であるときは、役員を務めている者に限る。
- (2) 本市の附属機関等の委員を2以上兼ねている者（応募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送または持参により応募することとする。

応募先：函館市 都市建設部 都市整備課 空家対策担当

住所：〒040-8666 函館市東雲町4番13号（電話：21-3916）

6 広報

公募にあたっては、市ホームページ等に募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和6年2月9日（金）から令和6年3月15日（金）まで
（郵送の場合は、当日消印有効）

8 決定の方法

応募者が公募定数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

本協議会における女性の委員の割合が函館市附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める女性登用率の目標値35%に達しない見込みであるため、女性の応募があった場合は、女性の応募者のみで抽選を行い委員として決定する。女性の応募がなかった場合は、応募者全員で抽選を行い委員を決定する。

また、応募者が定数に達しない場合は、再度公募する。その場合の公募については、7募集期間を除いてこの要領を準用する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

附 則

この要領は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月9日から施行する。

(別添)

本協議会に委員の推薦を予定している団体一覧

- ・ 一般社団法人北海道建築士事務所協会函館支部
- ・ 公益社団法人北海道不動産鑑定士協会
- ・ 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会函館支部
- ・ 公益社団法人全日本不動産協会北海道本部
- ・ 函館弁護士会
- ・ 函館司法書士会
- ・ 函館地方法務局
- ・ 函館市民生児童委員連合会
- ・ 函館大学